

議 第 9 号 議 案

物価高騰対策として緊急に消費税減税を求める意見書の提出について
物価高騰対策として緊急に消費税減税を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和8年6月19日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者 富士見市議会議員 木 村 邦 憲

賛成者 同

提 案 理 由

物価高騰対策として緊急に消費税減税を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

物価高騰対策として緊急に消費税減税を求める意見書

2026年2月28日、イランへの米国とイスラエルによる無法な軍事攻撃が開始され、その後停戦と再衝突を繰り返している。

ホルムズ海峡が事実上封鎖される事態となり、現在、深刻な物価の高騰をもたらしている。物価高騰は、あらゆる品目・分野に及んでおり、全般的な消費者の負担軽減策が求められている。

今、速やかに実行でき、かつ、確実な効果が期待できる対策は、消費税の一律5%への減税である。消費税の減税については、政府と一部政党による「社会保障国民会議」で検討されているが、議論はなかなか進んでいない。

また、同会議での議論の中心は「食料品消費税率ゼロ」であるが、イラン情勢による物価高騰は、食料品だけ負担軽減しても追いつかない状況であり、品目を限定しない一律の減税こそが求められている。

消費税の税率が一律になれば、複数税率に対応するための制度であるインボイス制度も不要となる。一律5%への減税は、特に個人事業主や小規模事業者に重い負担となっているインボイス制度を廃止する条件を創り出すことにもなる。

よって、富士見市議会は、政府に対して、物価高騰対策として緊急に消費税の税率を一律5%に軽減するとともに、インボイス制度を廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様
経済産業大臣	様